

## 【重要】電話再診による処方せん発行の終了について

当院では、令和2年4月10日付け厚生労働省の通知によりまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、臨時的な措置として、電話再診による処方せんの発行を行っておりました。

このたび、厚生労働省より、この特例措置は令和5年7月31日をもって終了するとの通知がありました。

つきましては、当院での電話再診による処方せんの発行は、令和5年7月31日をもって終了とさせていただきます。

なお、8月1日以降の処方せんの発行については、医師との対面での診察が必要となりますので、従来どおり外来を受診していただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。